

FMCだより

6月といえば梅雨ですね。雨が多くなると一気に蒸し暑さが増して過ごしにくくなりますが、どうせなら、日本の風物詩として楽しみたいですね。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



税理士法人 F M C

栃木県栃木市平柳町3丁目28番4号
TEL : 0282-27-8833 / FAX : 0282-27-8830



調査事前通知、 税務代理人のみの通知が可能に



他人事



平成25年1月から法律が改正されて、税務調査の手続きが変わっています。そのうちの1つに「税務調査手続きについての明確化」があり、具体的なものとして「税務署は原則として税務調査に先立ち、納税者及び税務代理人に対して事前通知を行うこと」があります。このことについて、平成26年度税制改正により改正されましたので、確認しましょう。

改正の内容

税務調査の事前通知は、納税者及び税務代理人の双方に行われることになっています。ある日突然、税務署から調査の連絡がきて、対応に困った経験のある方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

この点について、平成26年度税制改正により次の改正がなされました。

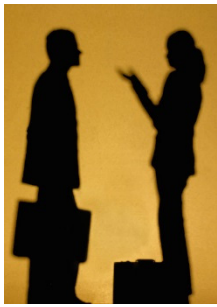
改正内容：

平成26年7月1日以後に行う事前通知については、納税者の事前同意がある場合には、税務代理権限証書を提出している税理士等（税務代理人）に行えば足りる

つまり、平成26年7月1日以後の事前通知は納税者の事前同意があれば税務代理人に対してのみ行われ、納税者への事前通知は行われないこととなります。

この「事前同意」とは、税務代理人が税務署へ提出する税務代理の委任状（税務代理権限証書）に、調査の通知に関する納税者の同意を記載している場合が該当します。そのため、税務代理権限証書にこの同意の記載がない場合には、従来どおり、納税者及び税務代理人の双方に対して、事前通知が行われることとなります。

国税庁から公表されている改正後の税務代理権限証書には「調査の通知に関する同意」欄が新設されており、同欄には“上記の代理人に税務代理を委任した事項（過年分の税務代理権限証書において委任した事項を含みます。）に関して調査が行われる場合には、私（当法人）への調査の通知は、当該代理人に対して行われることに同意します。【同意する場合は□にレ印を記載してください。】”旨が記載されています。同欄に記載された□にレ印を記載した場合が、同意の記載に該当することとなります。



復興特別法人税の1年前倒し廃止



復興特別法人税が1年前倒しで廃止される改正が行われていますが、当社はいつから廃止されるのでしょうか。当社は1年決算法人であり、決算日は4月30日です。



平成26年度税制改正により、復興特別法人税を1年前倒しで廃止することが決定されました。

復興特別法人税とは

復興特別法人税とは、東日本大震災による復興施策に必要な財源を確保するための特別措置として創設された税です。そのため、時限的な税の位置づけとなっており、課税事業年度が定められています。

課税事業年度は、原則として平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間（指定期間）に開始する事業年度です。また、復興特別法人税額は基準法人税額（各事業年度の所得（連結親法人は連結所得）に対する法人税額）に10%の税率を乗じて計算した金額となります。

26年度税制改正により1年前倒しに

この復興特別法人税の課税事業年度が平成26年度税制改正により1年前倒しで廃止されました。そのため、課税事業年度は「平成26年3月31日までに開始する事業年度まで」となりました。

つまり1年決算法人であれば、平成27年3月期決算法人から順次復興特別法人税が廃止されることとなります。

4月30日決算の場合

ご相談者である御社の場合、1年決算法人で4月30日が決算日であることから、平成26年4月期まで復興特別法人税の課税事業年度となり、翌期の平成27年4月期から復興特別法人

税が廃止されることとなります。

廃止後の法人税率

ちなみに、復興特別法人税が廃止された後の平成26年4月1日以後開始する事業年度から適用される法人税率は、次のとおりです。

課税所得金額	原則	中小法人等	公益法人等
	例： ・資本金1億円超の会社 ・資本金5億円以上の会社の100%子会社等	例： ・資本金1億円以下の会社（左記原則以外） ・医療法人 ・公益/一般社団（財団）法人 ・NPO法人	例： ・社会福祉法人 ・学校法人 ・宗教法人 ・認定NPO法人 ・協同組合等 ・社会医療法人 ・特定医療法人
年800万円以下	25.5%	19.0% (平成27年3月31日までに開始する事業年度までは15.0%)	
年800万円超		25.5%	19.0%

なお、復興特別法人税は1年前倒しで廃止されますが、復興特別所得税は廃止される予定が現在のところありません。法人が課税される復興特別所得税額はこれまで復興特別法人税額からしか控除できなかったのですが、復興特別法人税廃止後は、所得税額と同様に本税である法人税額から控除できることとなります。そのため、所得税額と復興特別所得税額を区別するための計算が省略できることが予想されます。復興特別法人税廃止後の、復興特別所得税の取扱いにも注意しましょう。



4月より拡充された 育児休業給付金



少子高齢化の進展による労働力人口への対応等から、産前産後休業及び育児休業に係る諸制度の整備が進められています。今回、男性従業員、女性従業員ともに育児休業の取得をより一層促進するために、雇用保険の育児休業給付金の拡充が行われました。そこで、今回はこの拡充内容についてとり上げましょう。

育児休業給付金の支給率

育児休業給付金とは、原則、子供が1歳になるまでの育児休業期間中について、その期間の所得補償を目的として雇用保険から被保険者本人に支給されるものです。その支給額は、これまで休業開始前賃金の50%とされていましたが、平成26年4月1日以降に開始する育児休業より、休業開始後180日間については支給率が67%に引き上げられました。なお、休業開始後181日目以降については、これまでと変わらず休業開始前賃金の50%となります。

育児休業給付の申請は2ヶ月に1回となっているため、申請のタイミングによっては67%の支給率を適用する日と50%の支給率を適用する日が混在する申請が出てきます。そういった場合には、被保険者から給付金額がそれまでとは違う、といった問い合わせがあるかもしれません。事前に説明をしておくことが求められるでしょう。

受給する際の注意点

育児休業給付金の支給対象期間中に賃金の支払がある場合、支払われた賃金の額が休業開始時の賃金月額13%を超えるときは育児休業給付金の額が減額され、また80%以上のときは育児休業給付金が支給されないことになっています。この育児休業給付金には上限額と下限額があり、支給率が67%のときは上限額286,023円、下限額46,431円（支給率が50%のときは上限額213,450円、下限額34,650円）となっています。なお、この上下限の額は、毎年見直しが行われており、平成26年8月1日以降は変更になる可能性があります。

出産・育児休業関連の法改正としては、4月より「産前産後休業期間中の社会保険料免除」が実施されています。新しい取扱いや制度内容の変更が行われていますので、最新情報を確認しておきましょう。

育児休業取得中の人への対応

この法改正は、平成26年4月1日施行になっていますので、既に平成26年3月31日までに育児休業を開始している被保険者の取扱いが問題になります。これに関しては、既に受給した支給日数に関わらず、育児休業の全期間について、これまでどおり休業開始前賃金の50%が支給されることになります。





企業が行う正社員の 自己啓発支援



企業の成長にはそこで働く社員の成長が不可欠であり、社員の成長には教育訓練などによる能力開発が重要です。ここでは、厚生労働省が3月末に発表した平成25年度「能力開発基本調査（※）」から、人材育成に関するデータをみていきます。

7割が正社員の自己啓発を支援

上記調査結果によると、正社員の自己啓発を支援している事業所の割合は、調査対象事業所の66.2%となっています。24年度の結果では66.9%、23年度の結果では66.7%となっており、7割程度の事業所が正社員の自己啓発を支援しています。事業所の規模別にみると、30～49人では50.8%、50～299人までの規模では60%程度、300～999人では75%程度、1000人以上になると82.9%と、規模が大きくなるほど支援を行う事業所の割合が高くなりました。

次に、自己啓発の支援内容を示すと下表のようになります。

正社員に対する自己啓発への支援の内容（複数回答）

（単位：％）

受講料などの金銭的援助	83.1
教育訓練機関、通信教育等に関する情報提供	52.3
社内での自主的な勉強会等に対する援助	40.6
就業時間の配慮	29.1
教育訓練休暇（有給、無給の両方を含む）の付与	18.4
その他	6.4

厚生労働省 平成25年度「能力開発基本調査」より作成

「受講料などの金銭的援助」が最も多く、次いで「教育訓練機関、通信教育等に関する情報提供」、「社内での自主的な勉強会等に対する援助」などが多くなっています。金銭や情報提供、場所や時間等の支援が行われていることがわかります。

（※）平成25年度「能力開発基本調査」

常用労働者30人以上を雇用している企業・事業所を対象に、約7,200企業、約7,000事業所を抽出し、平成25年10月から同年12月にかけて行われた調査です。ここでの自己啓発とは、労働者が職業生活を継続するために行う、職業に関する能力を自発的に開発し、向上させるための活動をいいます。職業に関係ない趣味や娯楽、健康増進のためのスポーツ等は含みません。詳細は次のURLのページから確認できます。<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000042108.html>

自己啓発支援費用は5,000円程度

正社員の自己啓発支援として、金銭的援助の割合が最も高くなりましたが、自己啓発支援として費用を負担する企業の労働者一人当たりの平均額について、直近5年間の調査結果をみると以下のようになっています。

21年度調査：0.4万円

22年度調査：0.4万円

23年度調査：0.6万円

24年度調査：0.4万円

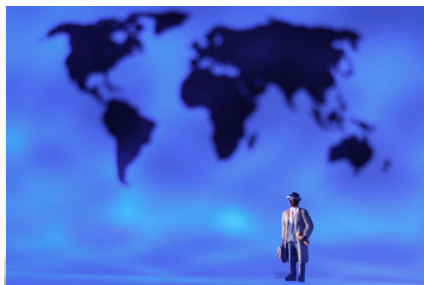
25年度調査：0.5万円

この金額は正社員以外も含めた一人当たりの平均額ですが、5,000円程度となっています。

社員の自己啓発意欲を高める

上記調査結果によると、調査対象事業所の70.7%が人材育成に関する問題があると回答し、そのうちの46.0%が「人材育成を行う時間がない」と回答しています。

人材育成は必要だがその時間を確保できないという企業の中には、教育訓練の一部を社員の自己啓発に頼るという企業もあると思われます。社員が自己啓発に取り組み成長できれば、企業の成長にも寄与するでしょう。社員の自己啓発意欲を高めるための支援策の作成、改良を行ってみてはいかがでしょうか。



地名ドメインの活用



「お名前.com」などのドメイン取得サービスで、国内初の地名ドメイン「.nagoya」の先行登録が今年2月20日より開始され、4月7日からは「.tokyo」が追隨して開始されています。みなさん地名ドメインってご存知ですか？

「ドメイン」とは

URLは、ホームページ（以下、HPという）を閲覧した場合にブラウザのアドレスバーに表示される、いわばインターネット上の“住所”を意味しており、人間に馴染みやすいアルファベット、数字、記号などを組み合わせたものです。そしてドメインとは、そのURLの以下の「⇒」部分を指します。

URL : <https://www.mykomon.com/MyKomon/>
⇒ 「mykomon.com」
URL : <https://www.google.co.jp/>
⇒ 「google.co.jp」

今回ご紹介する地名ドメイン「.nagoya」や「.tokyo」を利用した場合には、「mykomon.nagoya」や「mykomon.tokyo」のようなドメインも登録が可能となります。

地名ドメインができた背景

ドメインの末尾にある「.com」や「.jp」などをトップレベルドメインといいます。「.nagoya」はこれにあたります。ドメインは住所となるため、世界に一つしか存在しません。またトップレベルドメインの数は限定されているため、使用したいドメイン名がすでに利用されていることもしばしばで、利用されていると登録ができません。

インターネットの利用拡大に伴い、使用したい文字列でのドメイン登録が困難になってきたため、トップレベルドメインのルールが変更され、地名ドメインができました。

世界的にはベルリン、ウィーンに引き続き世界で第3番目の地名ドメインの誕生です。

少し特殊なドメインの紹介

ルール変更された流れの中で、Googleが申請して取得した「.みんな」というものもあります。こちらは国内初の日本語によるトップレベルドメインで、末尾に「.みんな」という日本語がつきます。

このように日々変化するインターネット環境に対応すべく、さまざまなルール整備が行われています。

地名ドメインのメリット

筆者が考えるメリットは、地名関連のHPであることが一目瞭然であることです。ドメインはメールアドレスとしても活用できるので、名刺にHPのURLやメールアドレスを載せるだけでも、地域にゆかりのあるサービスや会社であることが一目瞭然となります。

この地名ドメインは始まったばかりのため、使用したい文字の組み合わせを利用しやすいというメリットもあります。

URLやメールアドレスは多くの人の目に触れます。自治体としても、知名度向上の効果が期待できるのではないのでしょうか。

他にも「.osaka」や「.yokohama」なども運営開始に向けて進んでいます。各地名にゆかりのある会社やサービスを展開する場合は、この地名ドメインの登録を検討してみてもいいかがでしょうか？

個人住民税の特別徴収が今月から変更になります。また、労働保険の年度更新なども早めに手続きしておきましょう。

2014年6月

お仕事備忘録

1. 個人住民税の特別徴収（新年度がスタート）

2. 個人住民税の納期の特例

3. 賞与支払届の提出

4. 労働保険の年度更新

5. 障害者、高年齢者雇用状況の確認

6. お中元の手配、暑中見舞いの発送準備

7. 梅雨どきの対策

1. 個人住民税の特別徴収（新年度がスタート）

住民税の徴収方法を特別徴収で選択している事業者は、6月から新年度の特別徴収税額となります。6月は端数調整があるため、毎月の徴収金額と相違している場合があります。もし、毎月の徴収金額と相違している場合には、徴収金額に注意しましょう。

2. 個人住民税の納期の特例

給与の支払いを受ける者が常時10人未満の場合は、各市町村へ申請をすることで納期の特例が受けられます。納付期日は毎年6月10日と12月10日の年2回です。

毎月納付の手間は省けますが、一度に納める金額は大きくなります。資金が不足しないように、計画を立てておきましょう。

3. 賞与支払届の提出

賞与を支給した場合にも社会保険料を徴収し納付する義務があり、支給日より5日以内に所轄の年金事務所（健康保険組合に加入している場合は健康保険組合）に賞与支払届を届け出ることになっています。

4. 労働保険の年度更新

労働保険の年度更新時期です。7月10日までの間に手続きをとります。スムーズに進むよう段取りを確認しておきましょう。

5. 障害者、高年齢者雇用状況の確認

障害者及び高年齢者の雇用状況報告書（6月1日現在）の提出期限は7月15日までとなっていますが、管轄のハローワークによっては6月末までに提出してもらうようアナウンスしています。早めに人数を確認しておきましょう。

6. お中元の手配、暑中見舞いの発送準備

お中元の発送リストは重複がないかなどのチェックを行い、数を確定させます。その後、贈答品の選定や発注をおこないましょう。贈答の品は持参することが前提です。もしデパートから配送する場合には、別便で手紙を送りましょう。

また、暑中見舞いは挨拶文の手配を早めに済ませ、同時進行で差出先の名簿を整え、宛名書きも始めましょう。近年では、日本郵便のWebサイト上でも作成できて便利です。

7. 梅雨どきの対策

雨の多い季節となってきました。6月11日は暦の上では「入梅」です。

夏が近づき、蒸し暑くなる日も増えるため、梅雨どきの対策として次の点に気を配りましょう。

- ◆浸水などの災害対策の確認
- ◆湿気などによる不良在庫の発生防止
- ◆郵便物や輸送物の水ぬれ対策
- ◆降雨による自動車事故の防止
- ◆食中毒の防止対策や健康面の管理

社内備品の不良箇所の修繕手配、社員への告知はもちろんのことですが、特に飲食・食品関連業、社員食堂をもつ企業や工場では衛生管理に気をつけたいところです。



2014.6

労働保険の年度更新、住民税の特別徴収金額の変更等のほか、お中元や暑中見舞いの準備など通常業務以外の業務が立て込みます。計画を立てて早めに業務を終わらせましょう。



日	曜日	六曜	項目
1	日	友引	
2	月	先負	●健康保険・厚生年金保険料の支払（4月分） ●労働保険の年度更新（～7月10日）
3	火	仏滅	
4	水	大安	
5	木	赤口	
6	金	先勝 芒種	
7	土	友引	
8	日	先負	
9	月	仏滅	
10	火	大安	●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付（5月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
11	水	赤口	
12	木	先勝	
13	金	友引	
14	土	先負	
15	日	仏滅	
16	月	大安	
17	火	赤口	
18	水	先勝	
19	木	友引	
20	金	先負	
21	土	仏滅 夏至	
22	日	大安	
23	月	赤口	
24	火	先勝	
25	水	友引	
26	木	先負	
27	金	赤口	
28	土	先勝	
29	日	友引	
30	月	先負	●健康保険・厚生年金保険料の支払（5月分）